

令和6年度共同利用研究の募集について

ヒト行動進化研究センターでは、サル類の実験的研究によるヒト・人進化の解明に向けた共同利用研究を下記のとおり募集します。

1 申請資格

令和6年4月1日時点で、大学や研究機関の研究者、大学院生、またはこれらに相当する方(国内・国外を問いません)。大学院生等、若手研究者の積極的な応募を望みます。

2 研究期間

令和6年7月1日より令和7年3月31日までの希望する期間。

3 研究区分

つきの2つの研究区分を設けています。詳しいことは4ページ以降をご覧ください。

一般研究 (審査で認定する額の研究費を支給する)

リソース利用 (研究費の支給はない。原則、実験用サル類の新規配分はありません。)

- ・一般研究は、ヒト行動進化研究センターの研究リソースや設備、施設を用いて、当センターで実験・観察等を行う研究を募集します。
- ・リソース利用は、主としてヒト行動進化研究センターの共用研究資料の提供を受けて実施する研究を募集します。

4 申請方法

Google form から申請してください。研究目的と計画については、所定の申請書ファイルをダウンロードし、記入の上、アップロードしてください。ダウンロードおよび提出のための画面は、つぎの順序でたどると現れます。なお、申請にあたっては、事前に、本センターの教員と綿密に打ち合わせを行ってください。

ヒト行動進化研究センターホームページ

> 令和6年度共同利用研究の募集 <https://www.ehub-kyoto-u.com/jurp>

5 申請締切

一般研究については、令和6年6月2日（日）。

リソース利用については、年間を通して募集します。

6 研究組織

代表者1名のみ、または、代表者1名に加え協力者1～数名。協力者については、採択が決定後にお伺いします。

7 申請数

申請は、1人1研究課題とします。

8 センター内対応者

共同利用研究事業の趣旨に鑑み、ヒト行動進化研究センターの教員（特定教員を含む）と共同で研究をすすめていただきます。対応する教員を「センター内対応者」とよびます。申請に先立ち、センター内対応者と綿密な打合せを行ってください。特に、実験用サル類を含むリソースについては、使用できるサル類の種や数、期間などをよく確認してください。

申請者が、研究分野の近い教員に直接連絡をとって協議をしたうえで、センター内対応者を選定してください。教員や分野については、ヒト行動進化研究センターホームページでご確認いただけます。

9 採否

共同利用研究専門委員会において申請書の内容を審査し、共同利用研究運営協議会にて採否を決定します。採否の連絡は令和6年6月下旬となる見込みです。

10 大学院生等

大学院生、科学研究費補助金等のプロジェクト経費で雇用されている研究員、またはそれに相当する方が代表者として申請する場合は、エフォートに注意して、申請前に指導教員等の同意を得てください。

指導教員、センター内対応者、またはそれに準ずる教職員による充分な監督体制のもとに研究を実施してください。事故等の不測の事態の責任は代表者および所属先の指導教員にあります。指導教員は研究遂行に際し、十分な安全対策を講じ、事故防止に努めてください。

11 採択後の研究計画の実施可能性に関する注意事項

採択されたとしても、研究実施に必要な条件を満たされなかつた場合には、本共同利用研究を実施できないことがあります。

実験用サル類を用いた研究では、採択後に、センター内対応者を通じてヒト行動進化研究センターでの各種申請（動物実験申請、遺伝子組み換え実験申請等）や教育訓練の受講、健康診断書等の提出が必要です。さらに、申請者の所属機関での各種申請が必要となることがあります。また、利用する研究リソースや研究機器によっては、それぞれ利用負担金の支払いや試料移転契約書の締結が必要になる場合もあります。これら必要な条件が全て満たされた後に、本共同利用研究は実施可能となります（申請中の段階では実施不可です）。

申請者は、申請前に、センター内対応者とよく相談して、採択後に研究が円滑に開始できるよう準備を進めておいてください。

12 申請者の所属機関への連絡

所属機関の長への共同利用研究の採択の連絡、またその開始の連絡を、代表者の責任で行っていただきます。

13 成果報告

研究終了後に、成果報告書を代表者より提出していただきます。また、論文掲載や学会発表時には、共同利用研究で行った成果である旨、記載していただきます。記載のない論文等は共同利用研究の成果と認められませんので注意してください。詳しいことは、採択時に連絡します。報告方法について、詳しくはEメールで個別にご連絡します。所属やEメールアドレス等を変更された方は、18の問合せ先にお知らせください。

14 情報開示

受理した研究計画書は、ヒト行動進化研究センターへ外部から情報開示が求められた場合、個人の特定が可能な情報を除き、公開することができます。研究遂行上公開されたくない箇所（独創性を含む記載等）は、アンダーライン等でマークして、申請書の余白にその旨記してください。公開時に考慮します。

15 個人情報等

本募集に関して取得した個人情報等については、京都大学のプライバシーポリシーに準拠してその保護に努めます。プライバシーポリシーの内容は、つぎのウェブページに記載があります。

<https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/privacy-policy>

16 宿泊施設

ヒト行動進化研究センターがある犬山キャンパス内にある宿泊施設を利用できます。宿泊施設を利用する際はセンター内対応者を通じて予約してください。

17 保険

申請者及び研究に参加する協力者自身で、研究実施に伴う事故に備え、傷害保険等に加入してください。京都大学は国立大学法人総合損害保険に加入しています。しかしこれは、京都大学が第三者の生命、身体、財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任が京都大学に生じる損害に対して保険金が支払われるものです。共同利用・共同研究実施中に損害や事故が発生しても、法律上の賠償責任が京都大学に及ばない場合は、この保険の対象外です。

18 問合せ先

不明な点は下記窓口にお問合せください。

京都大学ヒト行動進化研究センター 総務掛

電話 0568-63-0568 (直通)

Eメール ehub-kyodo@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp

共同利用研究の説明

1 研究区分および審査

共同利用研究は、「一般研究」と「リソース利用」の2つの研究区分により実施しています。

「一般研究」

サル類の実験的研究によるヒト・人進化の解明に向けた総合的取り組みの発展をめざして、応募者の自由な発意に基づく「一般研究」を、センター内対応者の支援を受けながら実施できます。なお「一般研究」として採択されなくとも、審査のうえ、「リソース利用」として採択することがあります。

実験や観測等を複数年にわたり行う必要のある研究も、一般研究の対象とします。この場合は、研究の必要性および計画の堅実さに審査の重きを置きます。この視点での審査を希望する場合は、申請書の「研究目的」の欄の冒頭に、複数年わたる計画で行う研究であることを記し、以降をそれに合った記述としてください。また、申請は年度ごとに必要で、その都度審査に付されます。前年度からの継続の場合は、進行状況の説明も、適所に加えてください。進捗状況によつては、計画途中でも採択されない可能性があります。

研究費の申請額の上限は15万円で、審査で認定した額の研究費が配分されます。また、センター内対応者と共同で実施する研究経費を別途用意している場合は、実験用サル類の新規配分、利用のみを必要とする研究も受け付けます。

「リソース利用」

ヒト行動進化研究センターが所蔵する研究資料や実験用サル類から採取した試料等を用いた研究を実施できます。その他図書などの参考も可能です。それらを有効適切に利用する共同利用研究のみを受け付けます。

このカテゴリーで採択された研究に対しては、原則として、実験用サルの新規配分は行いません。センター内対応者にすでに配分されたサルを利用できる場合は申請が可能です。

研究費の支給はありません。

2 審査

申請の採択は、センターに設置される共同利用研究専門委員会が審査を行った後、共同利用研究運営協議会により最終決定されます。専門委員会では、申請された研究計画の必要性や妥当性を審査します。前年度の研究課題の継続申請も認められます。継続課題の場合は、継続して研究を行うことの必要性と、これまでの研究の進捗状況が、採否と予算配分の判断材料のひとつとなります。その他の点については、新規・継続申請は、同一の基準で審査されます。また、若手研究者（博士、修士または学士取得後8年未満）の申請については、採否にあたり配慮します。

3 動物実験

実験用サル類個体を用いる研究の場合は、事前にセンター内対応者と充分相談のうえ、応募してください。当センターでは、サル使用に関して『サル類の飼育管理および使用に関する指針』(令和6年6月発効予定)を制定しており、これらに準拠しない研究は採択しません。

動物実験を実施するには、当センターの動物実験委員会に「京都大学動物実験計画書」を提出し、審査と承認を受ける必要があります。動物実験の実施には、申請者の所属機関によっては、申請者の所属機関における承認も必要とされますので、よく確認しておいてください。

採択された後に、センター内対応者から動物実験計画書を提出してください。申請が承認されない場合は、共同利用研究に採択されていたとしても、動物実験は実施できません。

4 センター外での実験

特殊な実験設備が必要などの止むを得ない理由がある場合に限り、サル個体をヒト行動進化研究センターから外部機関に移動して実験を行うことができます。その場合、「京都大学動物実験計画書」に加えてセンター内対応者を通じて「外部機関での実験申請書」を提出して承認を得る必要があります。センター内対応者とよく協議しておいてください。

5 動物実験に関する教育訓練

ヒト行動進化研究センターにおいて実験用サル個体や試料を用いて実験・観察する場合には、事前に、動物実験に関する教育訓練を受講して、受講証(ライセンス)を取得する必要があります。教育訓練にはeラーニングや講習・実習があります（5年間有効）。外科手術の有無等によって、必要とされる教育訓練が異なりますので、センター内対応者に確認して、必要なものを受講してください。サル個体を直接扱う研究については、採択後、健康診断書の写し（主として結核）の提出を必要とします。

6 研究資試料

本センター所蔵または本センター飼育個体由来の資試料を利用する研究の場合は、研究計画で必要とする資試料の提供や譲渡の可否等について、本センターの資料委員会で審査を行います。審査の結果、実施不可と判断された場合は、共同利用研究に採択されていたとしても、研究は実施できません。利用する資試料によっては、利用に際して利用負担金を支払う必要があります。詳しくは、<https://www.ehub-kyoto-u.com/resourse> を参照してください。

7 遺伝子組み換え実験・病原体取扱

研究計画の中で遺伝子組み換え実験を行う場合は、京都大学の「組換えDNA実験申請書」を提出し、許可を受ける必要があります。病原体取り扱い実験（ウィルスベクターを含む）が研究計画に含まれる場合は、バイオセーフティ委員会に「BSL2病原体取扱申請書」を提出し、許可を受ける必要がある場合があります。事前にセンター内対応者と十分相談の上、ご応募ください。

8 施設、設備

本センターの施設や設備、機器を利用する場合には、使用責任者の許可や資格等が必要な場合が

あります。事前にセンター内対応者と充分相談のうえ、応募してください。利用する研究機器によっては、利用に際して利用負担金を支払う必要があります。詳しくは、<https://www.ehub-kyoto-u.com/resourse> を参照してください。

9 違反行為

採択後、当センターおよび本学が定める各種ガイドライン等の法規に明らかに違反する行動をとられた場合、あるいは共同利用研究運営に関する取り決めを遵守されなかった場合は、研究の中止や次年度以降の応募資格停止等の処置をとることがありますので、ご注意ください。

10 研究費の使用

研究費は、センター内対応者に配分されます。センター内対応者とよく相談して使用してください。使用方法に関して厳格な規定があります。規定に違反した場合は、研究の中止や次年度以降の応募資格停止等の処置をとことがあります。詳細は、採択時に連絡します。

11 研究費での購入が不可の物品

換金性の高い物品（パソコン、タブレット型コンピュータ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ、録画機器等）は、本学では固定資産と同等の管理が必要となっているので、共同利用研究で支出する研究費での購入はできません。

12 代表者の変更

採択後、やむを得ない事情で、代表者を変更しなければならない場合は、代表者変更申請書を提出してください。代表者の変更は、共同利用研究に応募資格を有する当該研究計画の協力者に限り認められます。研究内容の変更は認められません。共同利用研究運営協議会が可否を決定します。代表者変更が承認されなかった場合は、代表者は、研究計画を途中終了し、終了時までに得られた研究成果について通例の報告書を提出してください。

13 知的財産の取扱い

本共同利用研究の成果は、『京都大学知的財産ポリシー』の対象となります。研究の成果として得られた発明等（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）の取り扱いについては、京都大学と契約を交わす必要があります。

研究実施にかかる各種審査等の補足説明

採択後、共同利用研究の計画を実施にあたって、必要に応じて、センター内の各種委員会で、動物実験や資試料利用、各種実験の承認や許可など受けなければなりません。その審査の可否によっては、採択されていたとしても研究が実施できない場合があります。その場合には、共同利用研究運営協議会は、研究内容の変更が求めたり、採択を取り消すことがあります。

1 動物実験委員会での審査

- ・動物実験を伴う計画(新規採血等も含む)を行う場合は、「京都大学動物実験計画書」（以下、計画書）を提出し、『サル類の飼育管理および使用に関する指針』に準拠した研究であることを認められ、許可される必要があります。
- ・動物実験責任者はヒト行動進化研究センター教員であることが求められるため、センター内対応者と相談の上、申請してください。
- ・ヒト行動進化研究センターが提供できる実験用サルの種類と頭数は、年度の使用状況に応じて変化することがあります。センター内対応者とよく相談して、最新の状況を把握したうえで計画を立てください。
- ・外部機関へのサルの移動を行う場合は、動物実験委員会に「外部機関での実験計画書」を提出し、許可を受ける必要があります。

2 資料委員会での審査

- ・本センター所蔵または本センター飼育個体由来の「資試料」は、1) 血液、唾液、精液などの体液、2) 臓器等の生体由来試料、3) 骨格、筋、毛皮、歯牙等の形態学的資料、4) 排泄物、5) DNA、RNA など、6) その他本センターが認定したもの、を指します。
- ・利用にあたっては、下記の条件がありますので、確認の上、遵守してください。利用に先立って、機関間での試料移転契約書（MTA）の締結、または資試料の借用書の提出が必要な場合があります。詳しくは、センター内対応者に確認し、必要な手続きを進めてください。
- ・利用の条件

京都大学ヒト行動進化研究センター共同利用研究において提供を受けた本センター所蔵または本センター飼育個体由来の資試料については、

1. 当該の共同利用研究の目的にのみ使用し、他の目的には使用しない。
2. 商業的利用に供さない。
3. 第三者に譲渡、貸与、再利用許諾を行わない。
4. 当該の共同利用研究が終了した時点でセンターに返却するか、責任をもって廃棄処分する。年度を越えた利用を希望する場合は改めて共同利用研究の申請を行う。
5. 利用の結果生じる、いかなる事象に関しても、本センターの責任を一切問わない。

3 ナショナルバイオリソースプロジェクト（NBRP）に関係する試料利用について

- ・ヒト行動進化研究センターでは NBRP ニホンザル事業を実施しています。また、NBRP 大型類人猿

情報ネットワーク（GAIN）を通じて動物園等からの試料を受け入れています。これらの事業に由来するリソースの試料利用希望がある場合は、それぞれのリソースの事務局やセンター内対応者にあらかじめ問い合わせて、必要な手続き（登録・申請等）をした上で共同利用の申請をしてください。

1. ニホンザル <https://nbrp.jp/resource/japanese-macaques/>
センター内生まれの個体について、有償で非侵襲試料（血液、糞尿等）の提供ができる場合があります。
2. 大型類人猿情報ネットワーク（GAIN） <https://nbrp.jp/resource/gain/>
動物園等で死亡した類人猿の骨格標本や臓器等を有効利用できる場合があります。

参考: 各種ガイドライン(一部)

- ・サル類の飼育管理および使用に関する指針(第3版)
https://www.ehub-kyoto-u.com/_files/ugd/0d1b96_751b6a5625b04d0395b567c1f0a7597f.pdf
- ・ヘルシンキ宣言
<http://www.med.or.jp/wma/helsinki.html>
- ・人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(文部科学省)
https://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n2376_01.pdf